

資料①

平成19年10月31日  
証券取引等監視委員会事務局

## 目次

I. 課徴金調査の概要	
○ 証券取引等監視委員会について	… 1
○ 証券取引等監視委員会体制図	… 2
○ 証券取引等監視委員会の機能強化	… 3
○ 証券取引等監視委員会及び課徴金・開示検査課の定員の推移	… 4
○ 不公正取引に係る課徴金調査の流れ	… 5
○ 開示検査の流れ	… 6
○ 開示検査及び課徴金調査に係る権限	… 7
○ 課徴金納付命令に係る勧告実績	… 8
II. 課徴金額について	
○ 課徴金額の水準	…12
○ 内部者取引における課徴金額の計算例	…13
○ 課徴金額(内部者取引)	…14
○ 内部者取引に係る課徴金額に対する利得額の比率	…15
○ 課徴金額(発行開示書類の虚偽記載)	…16
○ 課徴金額(継続開示書類の虚偽記載)	…17
III. 課徴金の構成要件について	
○ 発行開示書類の虚偽記載	…18
○ 有価証券報告書等の虚偽記載	…19
○ 風説の流布・偽計	…20
○ 相場操縦	…21
・相場操縦(相場のくぎ付け・固定)について(丸八証券の事例)	…23
○ 内部者取引	…24
・内部者取引に係る「自己の計算において」の要件について	…26
IV. 刑事罰との関係について	…27

# I. 課徴金調査の概要

## 証券取引等監視委員会について

### 1. 証券監視委の任務

証券監視委は、証券取引等の公正を図り、証券市場等に対する投資者の信頼を保持する目的で、監督行政部門から独立した合議制機関として金融庁に設置されている（いわゆる8条委員会）。金融庁設置法上、同委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされ、その任命は国会同意人事であり、その意に反して罷免されることはないとの身分保障がある。

### 2. 証券監視委の構成

証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関であり、証券監視委の事務を処理するために事務局が置かれている。

なお、本年7月20日に以下の通り、委員長、委員が任命され、委員会第VI期が開始した。

前 職		
委員長	佐渡 賢一	福岡高等検察庁検事長
委員	福田 真也	公認会計士（監査法人トーマツ代表社員）
委員	熊野 祥三	証券取引等監視委員会委員長補佐官 （元野村ホールディングス㈱取締役）

事務局は、平成18年7月に、これまでの2課3室体制から5課1官体制に再編され、平成19年7月の事務局次長の増設及び国際・情報総括官の新設を経て、現在、事務局長、事務局次長（2人）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課及び証券検査監理官が設置される体制となっている。また、定員については、平成12年度の金融庁発足当時から約3倍の341人（平成19年度末）となっている。

### 3. 証券監視委の所掌事務

#### (1) 市場分析審査

一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。

#### (2) 証券検査

市場ルールの遵守状況や財務の健全性等について証券会社等に対する検査を行う。

#### (3) 課徴金調査

内部者取引等の不公正取引及び虚偽の有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

#### (4) 開示検査

有価証券報告書等の開示書類に関する検査を行う。

#### (5) 犯則事件の調査・告発

証券取引等の公正を害する犯則事件の調査・告発を行う。

#### (6) 勧告

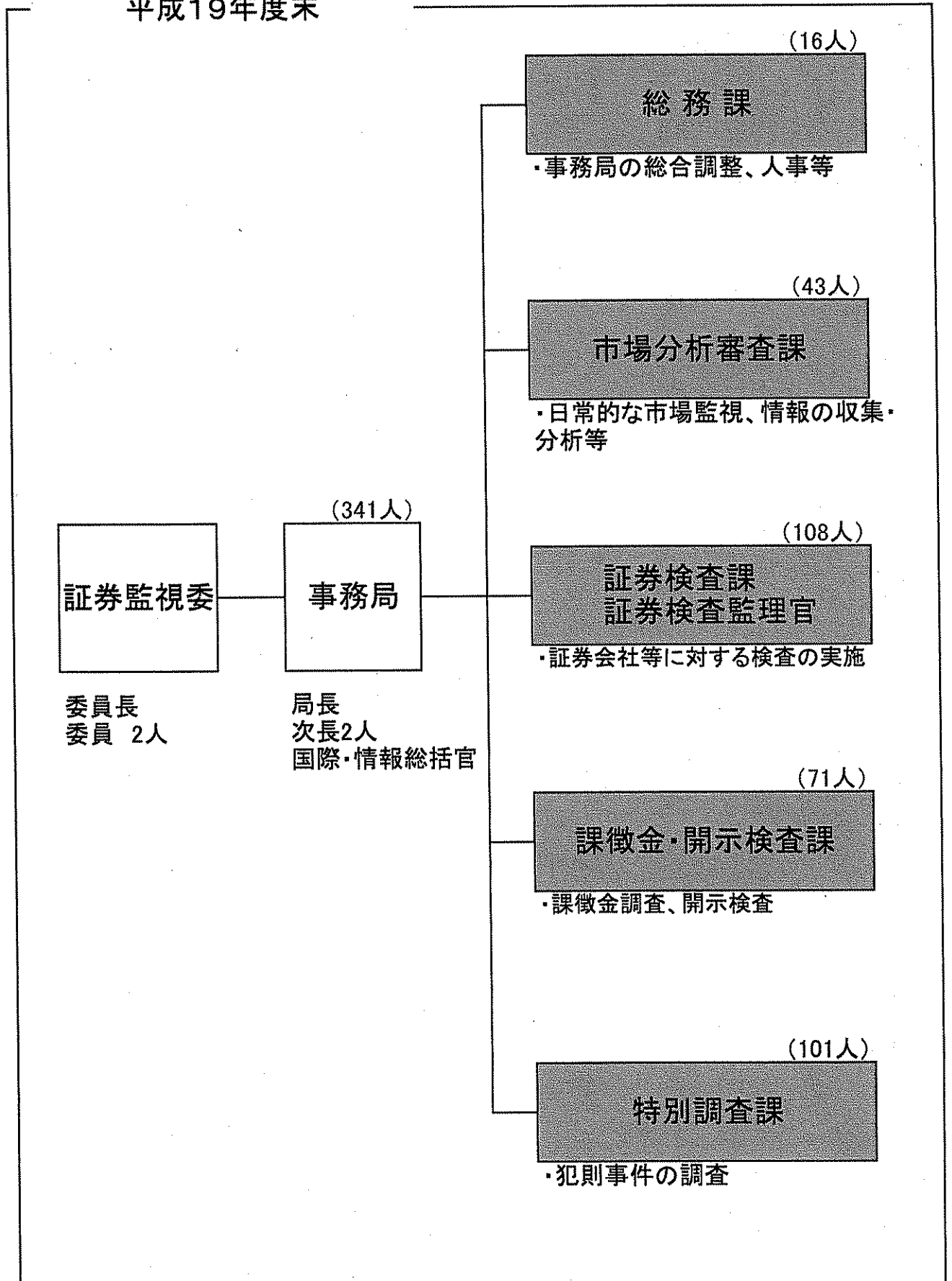
検査又は調査等の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を行う。

#### (7) 建議

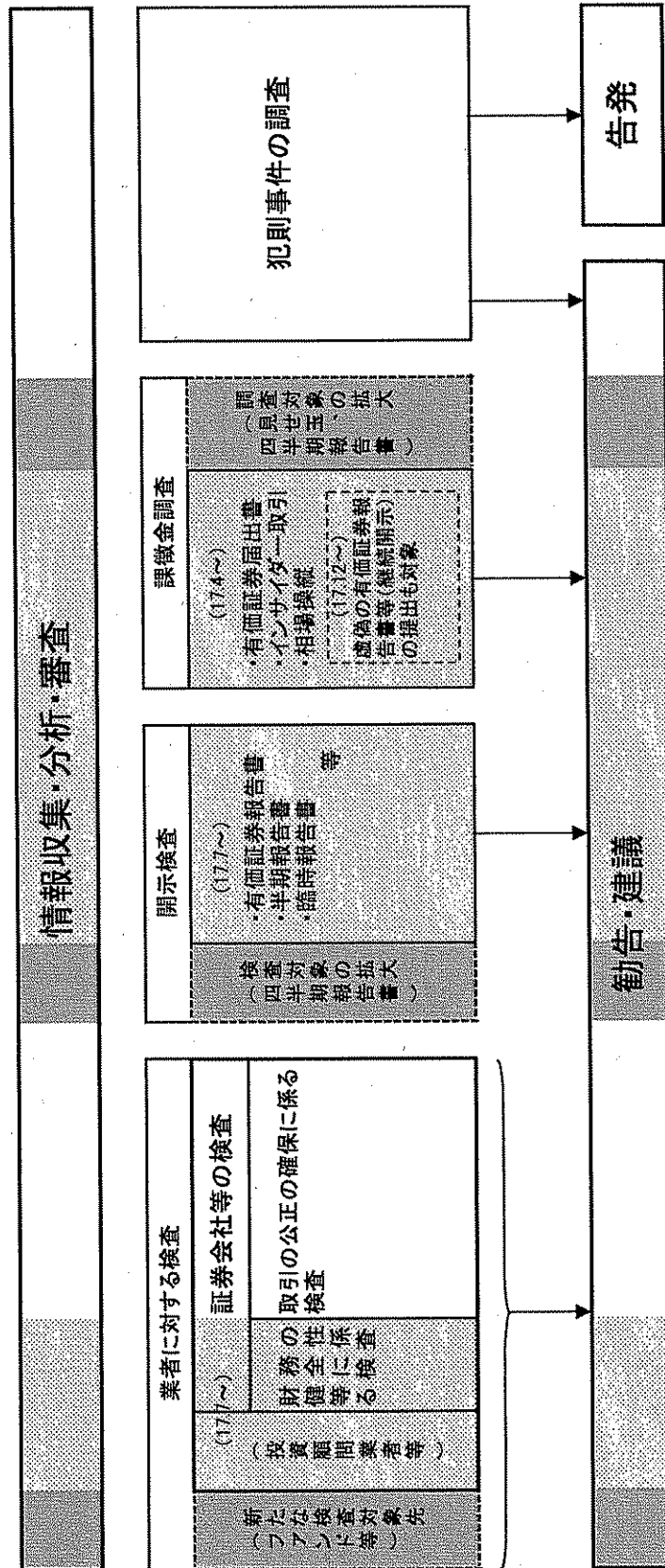
検査又は調査等の結果に基づき、公正確保のための必要な施策について内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議を行う。

# 証券取引等監視委員会体制図

平成19年度末



# 証券取引等監視委員会の機能強化



(注) 濃い網掛け部分が「金融商品取引法」の施行によって追加される機能。

## 証券取引等監視委員会及び課徴金・開示検査課の定員の推移

事務年度	予算定員	
	証券監視委	課徴金・開示検査課
4年度	84人	
5年度	84人	
6年度	86人	
7年度	88人	
8年度	89人	
9年度	91人	
10年度	98人	
11年度	106人	
12年度	112人	
13年度	122人	
14年度	182人	
15年度	217人	
16年度	237人	
17年度	307人	40人
18年度	318人	55人
19年度	341人	71人

(注) 17年度は課徴金調査・有価証券報告書等検査室

# 不正取引に係る課徴金調査の流れ

問題事案  
の認識

金融庁における手続

資料・情報の収集・検討

- ・ 他の部署からの情報
- ・ 報道
- ・ 一般からの情報受付

基礎調査

- ・ 事件関係人の状況把握
- ・ 資金の流れの解明
- ・ 株取引状況の解明

本格調査

- ・ 事件関係人・参考人の質問調査
- ・ 事件関係人の営業所等への立入検査

内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告

審判手続

- ・ 課徴金納付命令対象者が違反事実について争う場合に、公正・中立な審判官による審判が開かれる。

課徴金納付命令



# 開示検査の流れ

金融庁における手続

問題事案  
の認識

資料・情報の収集・検討

- ・ 発行体の開示情報
- ・ 報道
- ・ 一般からの情報受付

基礎調査

- ・ 取引等の状況把握
- ・ 開示書類の内容等の調査

本格調査

- ・ 開示書類提出者等の検査
- ・ 関係者・参考人等からの資料収集

内閣総理大臣及び金融庁長官に  
対する勧告

審判手続

- ・ 課徴金納付命令対象者が違反事実について争う場合に、公正・中立な審判官による審判が開かれる。

課徴金納付命令

訂正報告書等  
提出命令

課徴金納付命令勧告

訂正報告書等提出命令勧告



## 開示検査及び課徴金調査に係る権限

### 金融商品取引法

(届出者等に対する報告の徴取及び検査)

#### 第二十六条

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考とすべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告の徴取及び立入検査)

#### 第七十七条

内閣総理大臣は、第七十三条第一項、第七十四条第一項又は第七十五条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (営業等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務 提携)を、その職務に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前に 買付け。	32万円	平成18年2月8日
2	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (経理等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務 提携)を、その職務に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前に 買付け。	31万円	平成18年2月8日
3	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (業務管理等従事)	重要事実(業務提携)を、その職務に関 して知り、自己の計算において、当該 事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
4	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年2月1日	利根地下技術 (ジャスタック)	利根地下技術社社員 (管理職)	重要事実(民事再生手続開始の申立 て)を、その職務に関して知り、自己の 計算において、当該事実の公表前に売 付け。	72万円	平成18年2月15日
5	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年4月17日	フジプレアム (ジャスタック)	フジプレアム社役員	重要事実(株式分割)を、その職務に関 して知り、自己の計算において、当該 事実の公表前に買付け。	213万円	平成18年5月9日
6	内部者取引 (証券取引法第175 条第7項)	平成18年4月17日	フジプレアム (ジャスタック)	フジプレアム(株)	重要事実(株式分割)を、その職務に関 して知った上記5の役員が、会社の計 算において、当該事実の公表前に買付 け。	42万円	平成18年5月9日
7	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年5月11日	アイノス (東証1部・大証1部)	アイノス社社員 (法務等従事)	重要事実(当期純利益及び配当予想 値の下方修正)を、その職務に関して 知り、自己の計算において、当該事実 の公表前に売付け。	5万円	平成18年5月26日
8	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年5月24日	日本ブラスト (ジャスタック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(新株発行)を、日本ブラスト 社との間の契約の履行に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	82万円	平成18年6月9日
9	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年5月24日	日本ブラスト (ジャスタック)	上記8の者からの 第一次情報受領者	重要事実(新株発行)を、上記8の者か らの伝達によって知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に買付け。	46万円	平成18年6月9日

課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
10	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年9月14日	パオ (東証2部)	(株)シー・コミュニケーション	同社役員が、重要事実(新株発行)を、 パオ社との間の契約の履行に関して知 り、同社の計算において、当該事実の 公表前に買付け。	39万円	平成18年10月2日
11	有価証券報告書虚 偽記載 (証券取引法第172 条の2第1項)	平成18年11月22日	東日本ハウス (ジャスタック)	発行体	退職給付引当金を過少計上することに より、重要な事項につき虚偽の記載が ある有価証券報告書を提出。	200万円	平成18年12月6日
12	有価証券届出書等 虚偽記載 (証券取引法第172 条第1項及び第17 条の2第2項)	平成18年12月6日	TTG (ジャスタック)	発行体	売上原価の付替え等により、重要な事 項につき虚偽の記載がある発行開示 書類に基づき算集により有価証券を取 得させ、重要な事項につき虚偽の記載 がある半期報告書を提出。	1億3千13 3万円	平成18年12月27日
13	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社社員 (技術開発等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修 正)を、その職務に関して知り、自己の 計算において、当該事実の公表前に売 付け。	17万円	平成18年12月25日
14	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修 正)について、アロカ社役員より伝達を 受け、自己の計算において、当該事実 の公表前に売付け。	16万円	平成18年12月25日
15	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修 正)について、アロカ社役員より伝達を 受け、自己の計算において、当該事実 の公表前に売付け。	73万円	平成18年12月25日
16	発行登録追補書類 虚偽記載 (証券取引法第172 条第1項)	平成18年12月18日	日興コーポリアル グループ (東証1部、大証1 部、名証1部)	発行体	子会社が実質的に支配しており、本来 連結対象とすべき会社を非連結にする 等により、重要な事項につき虚偽の記 載がある発行開示書類に基づき算集に より有価証券を取得させた。	5億円	平成19年1月5日
17	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年2月6日	ジャパン建材 (東証1部)	ジャパン建材社社員 (経理等従事)	重要事実(連結当期純利益予想値の下 方修正)を、その職務に関して知り、自 己の計算において、当該事実の公表前 に売付け。	4万円	平成19年2月26日

## 課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
18	内部者取引 (証券取引法第175 条第7項)	平成19年3月9日	小松製作所 (東証1部・大証1部)	(株)小松製作所	同社執行役員が重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	4378万円	平成19年3月30日
19	半期報告書等虚偽 記載 (証券取引法第172 条の2第2項及び第 172条第1項)	平成19年4月17日	イー・アンド・アイ システム (大証ヘラクレス)	発行人	損失の繰延べにより、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、当該半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づき募集により有価証券を取得させた。	2259万円	平成19年5月10日
20	内部者取引 (証券取引法第175 条第7項)	平成19年5月8日	大塚家具 (ジャスダック)	(株)大塚家具	同社役員が重要事実(配当予想値の修正)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	3044万円	平成19年5月29日
21	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年6月15日	ダイヤモンドリース (東証1部)	発行人の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリースとの間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成19年6月29日
22	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年6月15日	UFJセントラルリース (東証1部・名証1部)	発行人の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、UFJセントラルリースとの間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成19年6月29日
23	有価証券報告書等 虚偽記載 (証券取引法第172 条の2第1項、第2 項及び第172条第 1項)	平成19年6月26日	ネクストウエア (大証ヘラクレス)	発行人	架空売上の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書を提出し、当該半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づき募集により有価証券を取得させた。	222万 9999円	平成19年7月13日
24	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年7月3日	倉元製作所 (ジャスダック)	発行人の 契約締結先社員	重要事実(業務提携)を、倉元製作所との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成19年7月13日
25	有価証券報告書等 虚偽記載 (証券取引法第172 条の2第1項及び第 2項)	平成19年7月18日	東日カーライフグルー プ(東証1部)	発行人	売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。	600万円	平成19年8月7日

平成19年10月31日

課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
26	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (業務管理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社 債を引き受ける者の募集)を、その職務 に関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に売付け。	4万円	(未定)
27	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (経理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社 債を引き受ける者の募集)を、その職務 に関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に売付け。	58万円	(未定)

## Ⅱ. 課徴金額について

### 課徴金額の水準

- ① 虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条）

課徴金額：募集・売出価額の 100 分の 1（株券等は 100 分の 2）

- ② 虚偽の有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等の提出（金商法第 172 条の 2）

課徴金額：300 万円又は株式の市場価額の総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい方の額（半期報告書及び臨時報告書の場合はその 2 分の 1）

（注）継続開示書類に係る虚偽記載については、平成 17 年 12 月 1 日以降に提出された有価証券報告書等のみが課徴金の対象となる。なお、平成 18 年 11 月 30 日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自主的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200 万円又は株式の市場価額の総額の 10 万分の 2 のいずれか大きい方の額

- ③ 風説の流布・偽計（金商法第 173 条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）の終了後 1 ヶ月以内に売付けした価額から違反行為直前の価額を控除した額、又は違反行為直前の価額から違反行為終了後 1 ヶ月以内に買付けした価額を控除した額

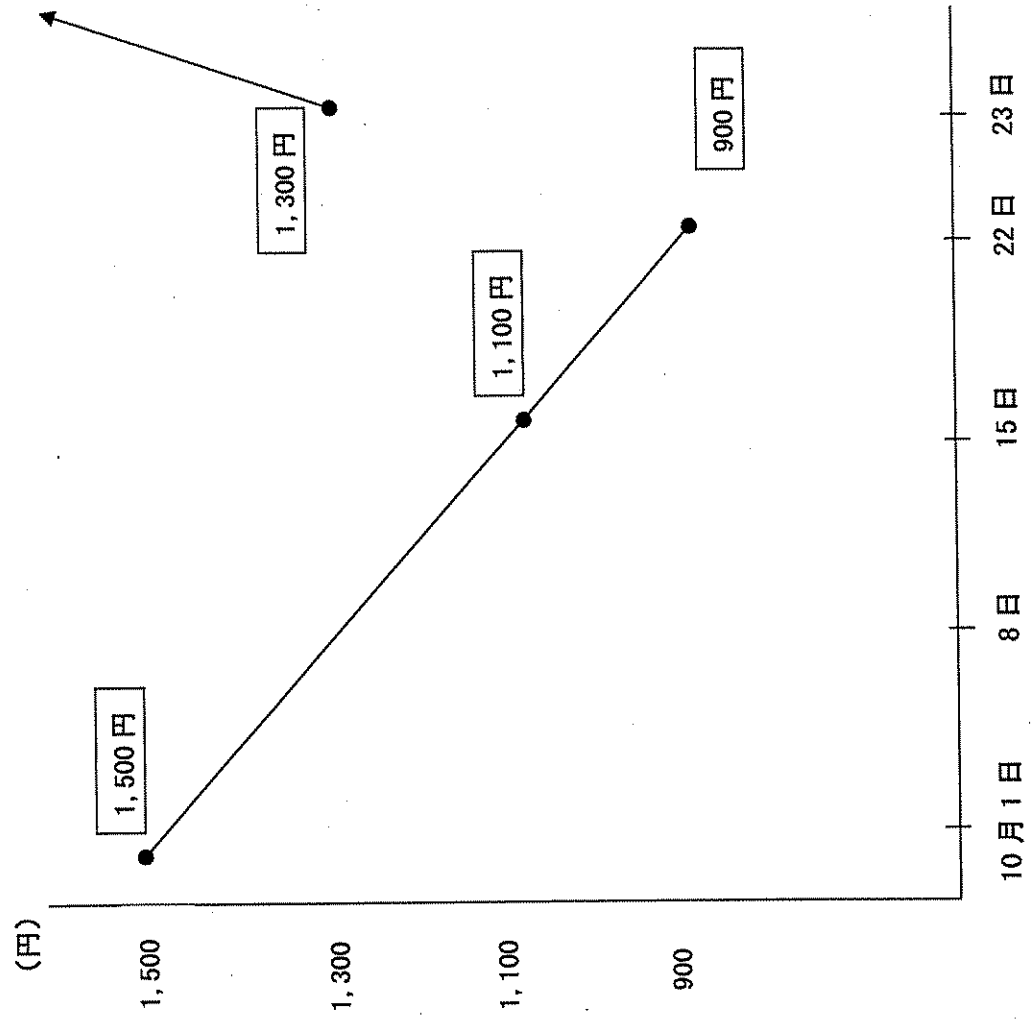
- ④ 相場操縦（金商法第 174 条）

課徴金額：違反行為（相場操縦）による利得と、違反行為への反対売買で違反行為終了後 1 ヶ月以内に行われたものによる利得の合計額

- ⑤ 内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：重要事実の公表前 6 ヶ月以内に売付けした価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重要事実公表後の価額から重要事実の公表前 6 ヶ月以内に買付けした価額を控除した額

## 内部者取引における課徴金額の計算例（株式買付の場合）



[設例] 10月22日午後3時に重要事実を公表し、翌23日の終値は1300円であった。

(1) 10月1日に1500円で1000株を買い付けた場合  
 買付価額  $1500 \text{円} \times 1000 \text{株} = 150 \text{万円}$   
 $1300 \text{円} \times 1000 \text{株} - 150 \text{万円} = \blacktriangle 20 \text{万円}$   
 課徴金は課されない。

(2) 10月15日に1100円で1000株を買い付けた場合  
 買付価額  $1100 \text{円} \times 1000 \text{株} = 110 \text{万円}$   
 $1300 \text{円} \times 1000 \text{株} - 110 \text{万円} = 20 \text{万円}$   
 課徴金額は20万円

(3) 10月1日に1500円で1000株、10月15日に1100円で1000株を買い付けた場合  
 買付価額  $1500 \text{円} \times 1000 \text{株} + 1100 \text{円} \times 1000 \text{株} = 260 \text{万円}$   
 $1300 \text{円} \times 2000 \text{株} - 260 \text{万円} = 0$   
 課徴金は課されない。

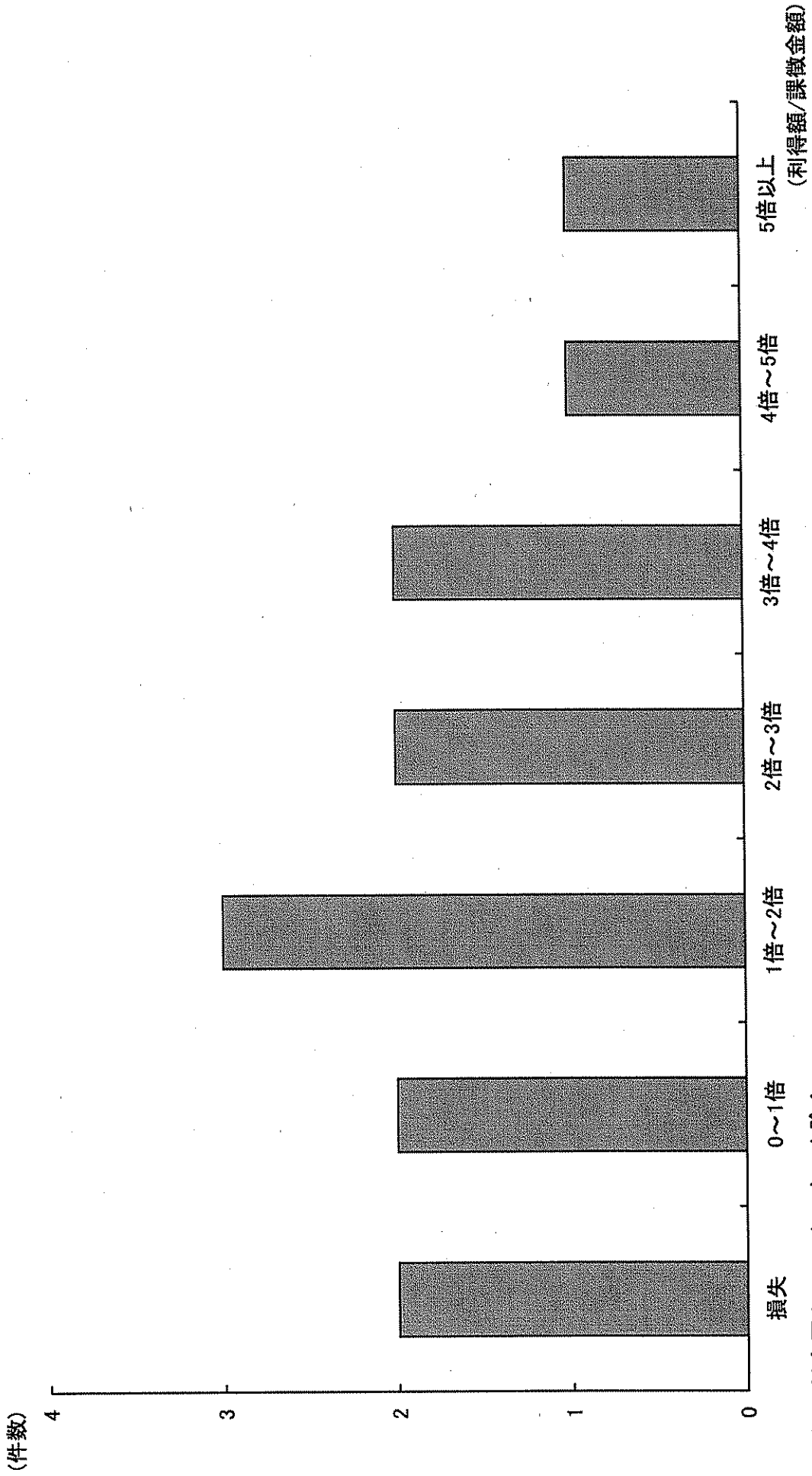
(注) ただし、重要事実の伝達を10月2日～14日の間に受けていたときは10月15日の買付けのみが内部者取引となり、(2)の場合と同じになる。



# 課徴金額(内部者取引)

銘柄名	課徴金納付 命令対象者	売買株数	1株あたり買付価格 1株あたり売付価格	買付総額 売付総額	重要事実公表日後 の1株あたり価格	課徴金額
1 ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社員 (営業等従事)	1株	1,190,000円	1,190,000円	1,510,000円	320,000円
2 ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社員 (経理等従事)	1株	1,200,000円	1,200,000円	1,510,000円	310,000円
3 ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社員 (業務管理等従事)	1株	1,200,000円	1,200,000円	1,510,000円	310,000円
4 利根地下技術 (ジャスダック)	利根地下技術社社員 (管理職)	9,000株	229円~231円	2,071,000円	150円	720,000円
5 フジブレアム (ジャスダック)	フジブレアム社員	6,100株	3,850円~4,100円	24,343,000円	4,340円	2,130,000円
6 フジブレアム (ジャスダック)	フジブレアム(株)	1,000株	3,890円~3,950円	3,916,000円	4,340円	420,000円
7 アイネス (東証1部、大証1部)	アイネス社社員 (法務等従事)	500株	989円	494,500円	887円	50,000円
8 日本プラスト (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	7,000株	600円	4,200,000円	718円	820,000円
9 日本プラスト (ジャスダック)	上記の者からの 第一次情報受領者	5,000株	610円~638円	3,121,000円	718円	460,000円
10 パオ (東証2部)	(株)ジー・コミュニケーション	8,000株	395円	3,160,000円	444円	390,000円
11 アロカ (東証1部)	アロカ社員 (技術開発等従事)	3,000株	833円~840円	2,508,000円	777円	170,000円
12 アロカ (東証1部)	アロカ子会社の役員	4,000株	815円~823円	3,276,000円	777円	160,000円
13 アロカ (東証1部)	アロカ子会社の役員	10,000株	850円~851円	8,502,000円	777円	730,000円
14 ジャパン建材 (東証1部)	ジャパン建材社社員 (経理等従事)	1,100株	890円~893円	980,600円	854円	40,000円
15 小松製作所 (東証1部、大証1部)	(株)小松製作所	1,316,000株	868円~928円	1,177,461,000円	928円	43,780,000円
16 大塚家具 (ジャスダック)	(株)大塚家具	79,000株	3,980円~4,400円	332,955,000円	4,600円	30,440,000円
17 ダイモンドリース (東証1部)	発行体の 契約締結先社員	200株	4,910円	982,000円	5,910円	200,000円
18 UFJセントラルリース (東証1部、各証1部)	発行体の 契約締結先社員	500株	4,860円~5,180円	2,494,000円	5,840円	420,000円
19 倉元製作所 (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	3,000株	619円~626円	1,877,200円	678円	150,000円
20 泉州電業 (東証2部、大証2部)	泉州電業社社員 (業務管理等従事)	200株	2,700円	540,000円	2,480円	40,000円
21 泉州電業 (東証2部、大証2部)	泉州電業社社員 (経理等従事)	1,000株	3,050円~3,080円	3,066,000円	2,480円	580,000円

内部者取引に係る課徴金額に対する利得額の比率



(注)反対売買をしていないものを除く。

課徴金額（発行開示書類の虚偽記載）

銘柄名	虚偽記載のあった発行開示書類	募集有価証券	発行価額	課徴金額
1 TTG (ジャスダック)	平成17年5月23日提出有価証券届出書 同年6月29日提出同有価証券届出書の訂正届出書	株式	990百万円	1,980万円
	平成17年8月5日提出有価証券届出書	株式	3,500百万円	7,000万円
	平成18年1月6日提出有価証券届出書	新株予約権証券	1.6百万円	3万円
	平成18年3月10日提出有価証券届出書	新株予約権付社債	2,000百万円	4,000万円
計				
2 日興コーポリアルグループ (東証1部、大証1部、名証1部)	平成17年11月9日提出発行登録追補書類	社債	50,000百万円	50,000万円
3 エー・アンド・アイシステム (大証ヘラクレス)	平成18年4月11日提出有価証券届出書	株式	1,054.79百万円	2,109万円
4 ネクストウェア (大証ヘラクレス)	平成18年1月10日提出有価証券届出書	新株予約権証券	11.56百万円	23万円

課徴金額(継続開示書類の虚偽記載)

	銘柄名	虚偽記載のあった発行開示書類	時価総額	課徴金額	備考
1	東日本ハウス (ジャスダック)	平成17年10月期有価証券報告書	8,150百万円	200万円	当局検査前に訂正報告書を提出したこと等から経過措置適用。
2	TTG (ジャスダック)	平成17年9月期半期報告書	11,250百万円	150万円	
3	イー・アンド・アイシステム (大証ヘラクレス)	平成17年9月期半期報告書	5,649百万円	150万円	
4	ホクストウエア (大証ヘラクレス)	平成17年9月期半期報告書 平成18年3月期有価証券報告書	8,118百万円	1,999,999円	当局検査前に訂正報告書を提出したこと等から経過措置適用。 同一事業年度の複数の継続開示書類に虚偽記載がある場合の調整規定適用。
5	東日カーライフグループ (東証1部)	平成17年3月期有価証券報告書に係る訂正報告書	12,969百万円	300万円	
		平成17年9月期半期報告書 平成18年3月期有価証券報告書 平成18年3月期有価証券報告書に係る訂正報告書	27,139百万円	300万円	同一事業年度の複数の継続開示書類に虚偽記載がある場合の調整規定適用。
		計		600万円	

### Ⅲ. 課徴金の構成要件について

#### ① 発行開示書類の虚偽記載

##### 【金融商品取引法】

第172条（虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づき募集又は売出し・・・により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。（以下略）

2 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者の役員等（当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう・・・）であつて、当該発行開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づき売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。（以下略）

## ② 有価証券報告書等の虚偽記載

### 【金融商品取引法】

第172条の2（虚偽記載のある有価証券報告書を提出した発行者に対する課徴金納付命令）

発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等・・・を提出したときは、内閣総理大臣は・・・当該発行者に対し・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。（以下略）

2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期・半期・臨時報告書等・・・を提出したときは、内閣総理大臣は・・・当該発行者に対し・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。（以下略）

（参考）金融商品取引法 第197条

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条・・・の規定による届出書類・・・訂正届出書・・・発行登録書・・・訂正発行登録書・・・発行登録追補書類・・・又は・・・有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者（以下略）

③ 風説の流布・偽計

【金融商品取引法】

第173条（風説の流布等により相場を変動させた者に対する課徴金納付命令）

第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計・・・により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。（以下略）

（参考）金融商品取引法 第158条（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等・・・の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。



#### ④ 相場操縦

##### 【金融商品取引法】

第174条（相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）

自己の計算において違反行為（第百五十九条第二項第一号の規定に違反する取引所金融商品市場における上場金融商品等・・・又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の有価証券売買等・・・又はその申込み若しくは委託等をいう・・・）をした者・・・があるときは、内閣総理大臣は・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。（以下略）

（参考）金融商品取引法 第159条（相場操縦行為等の禁止）

何人も・・・取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等これらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 権利の移転を目的としない仮装の有価証券の売買、市場デリバティブ取引・・・又は店頭デリバティブ取引・・・をすること。
- 二 金銭の授受を目的としない仮装の市場デリバティブ取引・・・又は店頭デリバティブ取引・・・をすること。
- 三 オプションの付与又は取得を目的としない仮装の市場デリバティブ取引・・・又は店頭デリバティブ取引・・・をすること。
- 四 自己のする売付け・・・と同時期に、それと同価格において、他人が当該金融商品を買付けること・・・をあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

- 五 自己のする買付け・・・と同時期に、それと同価格において、他人が当該金融商品を売り付けること・・・をあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。
- 六 市場デリバティブ取引・・・又は店頭デリバティブ取引・・・の申込みと同時期に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
- 七 市場デリバティブ取引・・・又は店頭デリバティブ取引・・・の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
- 八 市場デリバティブ取引・・・又は店頭デリバティブ取引・・・の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
- 九 前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をする事。
- 2 何人も、有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所金融商品市場における上場金融商品等・・・若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をするこ  
と。
- 二 取引所金融商品市場における上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。
- 三 有価証券売買等を行ううにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせべき表示を故意にすること。
- 3 何人も、政令で定めるところに違反して、取引所金融商品市場における上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をしてはならない。

## 相場操縦（相場のくぎ付け・固定）について

平成19年9月28日  
証券取引等監視委員会

### 丸八証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について (抜粋)

#### 2. 事実関係

- (2) 取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為

丸八証券株式会社取締役リテール本部長及びリテール本部副本部長は、その業務に関し、当社が新規上場の際の株式公募に当たり引受主幹事会社を務めた上場会社の株式の株価について、上場日から当分の間、公募価格と同価格以上に固定させる目的をもって、本店営業部ほか6営業部店の部店長らに対し、顧客に公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、当該買付注文を受託・執行するよう指示した。

これを受け、当該部店長らは、それぞれの部店において営業員に上記指示を伝え、当該指示を受けた営業員らは、平成18年4月11日から同年5月23日までの間、顧客に対し、公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、103名の顧客から203件33,200株の買付注文を受託し、取引所有価証券市場で執行した。

当該証券会社並びに当該証券会社の役員及び使用人が行った上記の行為は、証券取引法第159条第3項に違反するものと認められる。

## ⑤ 内部者取引

### 【金融商品取引法】

第175条（会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。（以下略）

2 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は・・・課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。（以下略）

(参考) 金融商品取引法

第166条 (会社関係者の禁止行為)

次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実・・・を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買・・・をしてはならない。(以下略)

2 (略)

3 会社関係者・・・から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者・・・又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

4～6 (略)

第167条 (公開買付者等関係者の禁止行為)

次の各号に掲げる者(以下この条において「公開買付者等関係者」という。)であつて・・・公開買付け等の実施に関する事実・・・を・・・知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実・・・の公表がされた後でなければ・・・当該公開買付け等に係る上場等株券等・・・をしてはならず・・・。(以下略)

2 (略)

3 公開買付者等関係者から・・・公開買付け等の実施に関する事実・・・の伝達を受けた者又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該公開買付け等事実を知つたものは、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ・・・当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をしてはならず・・・。

4～5 (略)

## 内部者取引に係る「自己の計算において」の要件について

金融商品取引法第175条に規定する「自己の計算において」の要件により、以下のような事例は課徴金が適用できない。

- ✓ 違反行為者が母親等の親族に利益を得させる目的で親族の計算において株取引を行った事例
- ✓ ファンド・マネージャー等が顧客の計算において取引を行った事例
- ✓ 本邦現地法人のトレーダーが海外関係会社の計算において株取引を行った事例

(注) 「自己の計算において」の要件は、相場操縦、風説の流布・偽計に係る課徴金についても設けられている。

#### IV. 刑事罰との関係について

○ 刑事罰については、個々の具体的な事実関係に基づき、

- ① 問題となる法令違反行為の事実関係、
- ② 法令違反行為に関与した者の地位、役割、動機、故意、
- ③ 事実の重大性（行為の内容、規模、期間）、悪質性

など事案の態様を個々のケース毎に総合的に勘案し、刑事告発を行うか否かを判断することとしている。

○ 課徴金の適用については、刑事裁判に比べれば審判手続における立証の程度が少なくなくて済むことから、例えば、有価証券報告書の虚偽記載など誤った情報が市場に流れている場合に、投資家が誤った判断をしないうる課徴金納付命令勧告により速やかに是正することが可能である。